

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 2 6 日

関 係 各 位

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

義肢、装具及び姿勢保持装置の完成用部品の指定申請等について

障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品については、毎年審査の上、指定を行っているところです。

今般、当該指定に係る申請の手続き等について、下記のとおりといたしましたので、記入要領等をご確認いただき、必要事項をご記入の上、申請書類等に不備の無いようご提出ください。

記

1 申請受付期間

令和 6 年 7 月 1 日（月）～ 9 月 3 0 日（月）必着

2 申請様式等の配布方法

令和 6 年 6 月 2 6 日（水）より、以下のホームページ内において、申請様式等のダウンロードが可能となっております。

また、申請様式の記入例や関係資料、申請書類の提出方法等についても、あわせて掲載しておりますのでご確認ください。

【 ホームページ URL <http://www.rehab.go.jp/innovation/application-2024/> 】

3 申請等に当たっての留意事項

- （１） 申請受付期間終了後に到着した書類や内容等に不備のある書類は、原則として受理しませんので、ご留意ください。また、提出書類の修正や差替えについても同様に取り扱いますので、記入要領等をよくご確認ください、書類に不備のないようご提出ください。

- (2) 指定申請に際して提出された部品（サンプル）については、工学的試験等を実施する可能性があるため、原状復帰が困難な場合があることをあらかじめご了承ください。

【指定申請手続きに関する問合せ先】

国立障害者リハビリテーションセンター
支援機器イノベーション情報・支援室
完成用部品担当

E-mail : youbou@rehab.go.jp

FAX : 04-2992-6356

※E-mail 又は FAX にてお問い合わせください

【本事務連絡に関する問い合わせ先】

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係
TEL : 03-5253-1111 (内線 3073)